

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構不正使用調査委員会要項

〔平成20年6月27日  
制 定〕

改正 平成21年3月31日

改正 平成26年11月28日

(目的)

第1条 この要項は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）における研究費の不正使用に関する取扱規則（平成20年規則第7号、以下「取扱規則」という。）第8条の規定に基づく不正使用調査委員会（以下「調査委員会」という。）の運営及び調査方法等について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 調査委員会は、機構における研究費の不正使用に係る次の各号に掲げる事項について調査及び認定を行い、その結果を機構長に報告する。

- (1) 不正使用に係る本調査
- (2) 本調査の認定結果への不服申立てに係る不服審査
- (3) 不服審査に係る再調査

(組織)

第3条 調査委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長は、理事（財務担当）をもって充てる。

2 委員は、次の各号に掲げる委員をもって充てる。ただし、調査対象となる事案について特別の事情があると機構長が認める場合には、第3号、第4号、第5号又は第6号の委員を除いて組織することができる。

- (1) 被告発者（類似事例の発生が思慮される場合の調査の対象となる者を含む。以下同じ。）の所属する研究所等のコンプライアンス推進責任者又は副責任者のうちから機構長が指名する者 1名
- (2) 被告発者の所属する研究所等以外のコンプライアンス推進責任者又は副責任者のうちから機構長が指名する者 若干名
- (3) 予備調査を行った職員
- (4) 総務部長
- (5) 財務部長
- (6) 研究協力部長
- (7) その他委員長が必要と認めた者 若干名

3 前項第7号の委員には、機構外の有識者として弁護士、公認会計士等を複数名含めなければならない。なお、この有識者には機構又は告発者若しくは被告発者と直接の利害関係にある者を指名してはならない。

(委員長)

第4条 委員長は、調査委員会の会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を行う。

(任期)

第5条 委員の任期は、機構長への本調査の認定結果又は再調査の必要性についての判定結果若しくは再調査の認定結果の報告が終了するまでの期間とする。

2 前項の期間中に第3条第2項第7号に定める委員に欠員が生じた場合は、補充しなければならない。

(調査委員会の招集)

第6条 委員長は、取扱規則第8条第1項に基づき調査委員会が設置されたとき、取扱規則第12条第1項に基づき不服申立てを受理したとき又は取扱規則第13条第1項に基づき再調査の必要があると判断したときは、直ちに委員会を招集しなければならない。

(議事)

第7条 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(調査の方法)

第8条 本調査に当たっては、不正使用の内容及びその具体的根拠並びに参考となる資料の精査を行うとともに、必要に応じて関係者の事情聴取を行い、不正使用の認定を行うものとする。この際、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。

2 不服審査に当たっては、不服の申立ての内容、本調査の認定結果及び関係資料を検討するとともに、必要に応じて関係者の事情聴取を行い、再調査の必要性について審査を行うものとする。審査の結果、当該不服申立てが、当該事案の引き延ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主たる目的とするものと判断されたときは、以後の不服申立ては受け付けないことができるものとする。

3 再調査は、第1項の本調査に準じて行うものとする。この際、不服申立てをした者に対し、本調査の認定を覆すに足りる資料の提出等の協力を求めることができるものとし、再調査への協力が得られない場合は、再調査を打ち切ることができるものとする。

(意見の聴取)

第9条 調査委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(他機関等との連携)

第10条 告発者又は被告発者が機構以外の機関に所属している場合は、委員長は当該所属機関に本調査開始の通知を行い、調査への協力を求めることができる。

(認定)

第11条 調査内容の取りまとめに当たっては、次の項目について認定を行わなければならない。

- (1) 不正使用が行われたか否か
- (2) 不正使用が行われた場合はその内容
- (3) 不正使用に関与した者とその関与の度合
- (4) 不正使用の相当額等
- (5) 不正使用が行われなかったと認定された場合において、当該告発が悪意に基づく告発か否か

(調査委員会の非公開)

第12条 調査委員会は非公開とし、調査委員会から出席を求められた者以外は調査委員会に出席できないものとする。

(秘密の保持)

第13条 調査委員会委員及び事務関係者等、告発に基づき調査等に関与する者は、告発者、被告発者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、告発内容並びに調査内容について知り得た情報を漏洩してはならない。

(機構長への報告)

第14条 委員長は、認定結果を速やかに機構長に報告しなければならない。また、調査過程において、適宜に調査状況を機構長に報告しなければならない。

(庶務)

第15条 調査委員会の庶務は、研究協力部研究協力課において処理する。

附 記

- 1 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構委員会等への役員等の出席に関する共通規程（平成18年規程第26条）は、本調査委員会に対しては適用しない。
- 2 この要項は、平成20年6月27日から実施する。

附 記（平成21年3月31日）

この要項は、平成21年4月1日から実施する。

附 記（平成26年11月28日）

この要項は、平成26年12月1日から実施する。